

連絡先のご案内

海外でのご連絡先

ケガをした(死亡・後遺障害・傷害治療)

病気になった(疾病治療)

ホテル客室内の家具を壊してしまった、
買物中誤って商品を壊してしまった、
など(損害賠償事故)携行品を破損してしまったなど
トラブルに見舞われた(携行品の損害)海外メディカルヘルプライン
(24時間・日本語対応)P5海外ホットライン
(24時間・日本語対応)P6

海外旅行保険のご連絡先

海外ホットライン
(日本オフィス)
TEL.0120-08-1572(携帯・PHSも利用可)
(24時間)

国内旅行傷害保険のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社
本店企業保険金サービス部
本店火災新種保険金サービス第三課
〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス4階
TEL.03-5913-3725(9:00~17:00:土、日、祝日休)ショッピング補償保険のご連絡先
(ショッピング補償保険ホットライン)損害保険ジャパン株式会社
本店企業保険金サービス部
本店火災新種保険金サービス第三課
〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス4階
TEL.03-5913-3725(9:00~17:00:土、日、祝日休)

国内でのご連絡先

【お願い】

事故のご連絡の際は、
「UCコーポレートゴールド会員」である旨を
お伝えください。

【お願い】

事故のご連絡の際は、
「UCコーポレートゴールド会員」である旨を
お伝えください。

UCコーポレートゴールド会員用

海外・国内旅行傷害保険
ショッピング補償保険
のご案内

(被保険者証)

Insurance Service

UCコーポレートゴールド 保険サービスのあらまし

UCカード保険サービスは、UCカード会員(UCコーポレートゴールドのカード使用者をいいます)のみなさまに、事故によるケガなどを補償するためにお付けしています。詳細につきましては、この被保険者証をご参照ください。

UCカードの保険サービスは、万一UCカード会員のみなさまが事故にあわれても事前の手続き不要で補償いたしますが、海外保険サービスの「各種サービス」については、この被保険者証に連絡先が記載されておりますので、ご旅行の際には、UCカードと同様にご携帯下さいませようお願い申し上げます。

《ご注意》

UCカードの海外・国内保険サービスは、他の保険付帯クレジットカード(他社分を含む)を複数枚保有し、複数枚の保険金が支払われる場合でも傷害死亡・後遺障害保険金の支払限度額は、保有するカードのうち最も高いカードの保険金額となります。ただし、海外保険サービスは、法人のクレジットカードと個人のクレジットカードを保有する場合、それぞれの支払い上限額の合計額を限度に保険金をお支払い致します。

※1「法人のクレジットカード」とは、申込人が法人・団体または個人事業主(以下「法人等」といいます。)であって、カード利用代金の決済が法人等によって行われるものまたは、カード利用代金の支払債務が法人等によって保証されているものをいいます。

※2「個人のクレジットカード」とは、上記「法人のクレジットカード」以外のクレジットカードをいいます。

注)コーポレートカード利用代金の決済が個人によって行われ、支払債務が法人等によって保証されないものは、「個人のクレジットカード」の位置付けとなります。上記のお取扱いにつきましては、ご所属のカード会社へご確認ください。

補償内容

I 海外保険サービス(自動付帯)

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 傷害による死亡・後遺障害 | 5,000万円 |
| 傷害による治療費用 | 500万円 |
| 疾病による治療費用 | 500万円 |
| 携行品の損害 | 1旅行500万円 年間100万円限度(免責3,000円) |
| 賠償責任 | 5,000万円 |
| 救護者費用 | 500万円 |
| 乗継遅延費用保険金 | 2万円 |
| 出発遅延費用等保険金 | 1万円 |
| 寄託手荷物遅延費用保険金 | 1万円 |
| 寄託手荷物紛失費用保険金 | 2万円 |

II 国内保険サービス(カードご利用条件付自動付帯)

| | |
|--------------|----------|
| 傷害による死亡・後遺障害 | 5,000万円 |
| 入院 | 日額5,000円 |
| 通院 | 日額2,000円 |
| 乗継遅延費用保険金 | 2万円 |
| 出発遅延費用等保険金 | 1万円 |
| 寄託手荷物遅延費用保険金 | 1万円 |
| 寄託手荷物紛失費用保険金 | 2万円 |

《ご注意》

保険の内容につきましては、引受幹事保険会社所定の約款に基づきます。海外保険サービスにつきましては、ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対しては保険金は支払われません。なお、保険金受取人はUCカード会員ご本人(死亡の場合は法定相続人)となります。

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社

◇共同保険契約に関するご説明◇

この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

◇引受保険会社◇

損害保険ジャパン(株式会社)(引受幹事保険会社)、東京海上日動火災保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社

◇取扱代理店◇

株式会社クレイゼン

海外保険サービス

海外旅行傷害保険(自動付帯)補償内容

| 担保項目 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 |
|--|---|--|
| 傷害 | 死亡・後遺障害 被保険者が責任期間中に偶発的な事故によりケガをした場合。 ①事故の日から180日以内に傷害により死亡したとき。 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき。 | 保険金の範囲内で次の保険金額 ①死亡・後遺障害保険金額の………100% ②死亡・後遺障害保険金額の………3%~100%(例)両目失明………100% 片腕または片足切断………60% 手の親指切断………20% |
| | 治療費用 被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 | 保険金の範囲内で次の費用。 ①診療関係・入院関係の費用(診察費、薬剤費、入院費等) ②交通費、移送費、通訳雇入費 ③義手・義足の修理費 ④入院に必要な身の回り品購入費・通信費 ⑤入院の場合の旅行行程復帰費用・帰国費用 ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、別に定めた保険金額を限度とします。 |
| 疾病 | ①被保険者が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した疾病により責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。 ②被保険者が責任期間中に感染したコロナなど特定の伝染病のため、旅行行程終了後30日以内に医師の治療を開始した場合。 | ①捜索救助費用 ②現地での航空運賃等交通費(救護者1名限度、7日以上継続入院の場合3名限度) ③現地でのホテル客室料(救護者1名かつ14日分限度、7日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度) ④現地からの遗体輸送費用、または治療を継続するための日本国内への移転費用 ⑤渡航手続費および現地での諸雑費(5万円限度、7日以上継続入院の場合20万円限度) 注:「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。 |
| 携行品損害 | 被保険者が所有かつ携行する身の回りの品が責任期間中に偶発的な事故により盗まれたり壊れたりしたとき。 | 1旅行につき保険金の範囲内で、1事故につき損害額から3,000円(免責)を引いた額。 (1個または1対につき10万円を限度とします。ただし、パスポートおよび乗車券等はそれぞれ5万円限度) ※査証(ビザ)は対象外となります。また、日本においてのパスポート再取得費用も、対象外となります。 |
| 賠償責任 | 被保険者が責任期間中に偶発的な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任が生じた場合。 | 保険金の範囲内で次の費用。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②損害防止軽減に要した費用 ③緊急費用 ④訴訟費用 など |
| 救護者費用 | 被保険者が責任期間中に次に該当した場合。 ①事故により遭難(行方不明を含みます)された場合 ②ケガのため事故日から180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院された場合 ③責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含め30日以内に死亡したとき。(ただし、責任期間中に医師の治療を開始し引き続き医師の治療を受けていた場合) ④病気がかかり医師の治療を受け3日以上継続して入院された場合。 | 1回の到着便の遅延について、宿泊費と食事代の実費を2万円限度としてお支払いします。 |
| 航空機遅延延費用等 | 乗継遅延費用 航空便を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着便の遅延によって搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の搭乗時刻から4時間以内に代替便に搭乗することができなかった場合。 | 1回の出発遅延、欠航もしくは連休または搭乗不能について、食事代実費を1万円限度としてお支払いします。 |
| | 出発遅延、欠航、搭乗不能費用 搭乗する予定だった航空便について、出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空便の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合。 | 1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を1万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、し等の生活必需品の購入費用、貸与費用。 |
| | 寄託手荷物遅延 航空便が目的地に到着してから6時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。 | 1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を2万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、し等の生活必需品の購入費用、貸与費用。 |
| 寄託手荷物紛失 航空便が目的地に到着してから48時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。 | | |

(注1) 責任期間とはカード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が会員が日本を出国してから3ヶ月後の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は3ヶ月後の午後12時に終わります。

(注2) 旅行期間とは会員が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

(注3) 携行品の損害額はその損害が生じた地および時における保険の目的の価額によって定めます。修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

| 担保項目 | | 主な場合 |
|----------|----------------|---|
| 傷害 | 死亡・後遺障害 | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の自殺行為または闘争行為、犯罪行為 ●被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 |
| | 治療費用 | <ul style="list-style-type: none"> ●放射線照射・汚染、原子核反応 ●危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中の事故 また原因のいかなを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 |
| 疾病 | 治療費用 | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、保険金受取人の故意 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ●歯科疾病 また原因のいかなを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気および完治していない病気についてはお支払いの対象となりません |
| | 携行品損害 | <ul style="list-style-type: none"> ●すり傷等外観の損傷 ●携行品の瑕疵または自然の消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失（これらを原因とする盗難を含む） ●差し押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使 ●携行していない場合（配送中の事故など）はお支払いの対象となりません。また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行っている間の損害については保険金をお支払いできません。 ●居住施設内にあるあいだの携行品の損害 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 ●現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、免許証、プリペイドカード、別送品、帳簿、図面、入簿、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など |
| 賠償責任 | | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●被保険者の親族に対する事故 ●自動車、船、航空機の所有、使用または管理に起因する事故 ●預っているものに関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象となります。 (1) ホテルの客室および客室内の動産（セイフティーボックスのキーならびにルームキーを含みます。） (2) ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 (3) レンタル業者から賃借した旅行用品または生活用品 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、犯罪行為 ●被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないもの ●危険なスポーツ（登山・スカイダイビング等）中の事故 ●妊娠、出産、早産、流産で入院した場合（但し、妊娠、出産、早産、流産を直接の原因で責任期間中に死亡した場合は対象となります） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、保険金受取人の故意もしくは重過失 ●戦争、その他の変乱 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●放射線照射・汚染、原子核反応 |
| 航空機運延費用等 | 乗継運延費用 | ●被保険者、保険金受取人の故意もしくは重過失 |
| | 出発遅延、欠航、搭乗不能費用 | ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 |
| | 寄託手荷物遅延 | ●放射線照射・汚染、原子核反応 |
| | 寄託手荷物紛失 | |

各種サービスのご案内（海外保険サービスにおつけています）

①<ケガ・病気の場合>…海外メディカルヘルプライン

（ご連絡先は5ページをご覧ください。）

UCカード傷害保険制度では、海外で万一事故にあわれた場合引受幹事保険会社が提携する海外メディカルヘルプラインの各種サービスをご利用いただけます。

※下記サービスにかかる手数料については無料、治療費・移送費など実際にかかった費用については保険内容の範囲内で、傷害・疾病治療費用または救急費費用の各保険金で支払われます。ただし、保険金額を超過した場合等、一部ご負担していただく場合がございます。

■サービスの内容

- ① **キャッシュレスサービス**
 キャッシュレス提携病院をご利用いただく場合、病院への支払保証の連絡をいたします。すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をいたします。
- ② **病院・医師の紹介・予約サービス**
 治療や入院が必要な場合、直ちに豊富なデータベースの中から最寄の適切な病院・医師を選定し、予約手配および必要に応じて交通手段の手配もいたします。
- ③ **治療経過管理サービス**
 適切な治療がされているか、治癒されたかどうか、その後の治療状況をチェック、必要な場合は転院の手配もいたします。
- ④ **緊急移送手配サービス**
 現地に適切な医療施設がない場合、必要な治療が可能な最寄の医療施設まで完全看護による緊急移送の手配を依頼することができます。移送については医療設備付の専用航空機、ヘリコプター、定期航空機、列車または救急車などを利用します。
- ⑤ **帰国手配サービス**
 現地での症状が安定し、自宅付近の医療施設に移ったほうが良いと医師により判断される場合、帰国手配を依頼することができます。必要に応じ、帰国途上の医療看護も手配することができます。
- ⑥ **遗体送還サービス**
 万一死亡された場合、遗体をカード会社に現住所として登録した住所へ送還する手配を依頼することができます。

■サービスのご利用方法

- ① 滞在する地域を担当する5ページの海外メディカルヘルプラインへ無料電話またはコレクトコールによりご連絡ください。（24時間受付）
- ② 海外メディカルヘルプラインと連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。UCカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■キャッシュレス治療サービスのご利用方法

<海外メディカルヘルプライン>へご連絡ください。

症状に応じて、最寄の最適な医療機関をご案内・手配いたします。

医師の治療をお受けください。

治療費は保険金額の範囲内で引受幹事保険会社から医療機関に直接お支払いいたします。

- UCカードのコピーとパスポートのコピー（番号・氏名記載ページ、日本の出入国スタンプ押印ページ）を別途ご郵送いただく場合がございます。

《ご注意》

キャッシュレス治療のお取扱いができない場合

次の場合にはキャッシュレス治療のお取扱いができませんので、お立替いただいたうえ、帰国後にご請求ください。ご請求に必要な書類等につきましては、P9をご参照ください。

- 海外メディカルヘルプラインにご連絡されなかった場合。
 - 保険の対象となるかどうかが諸般の事情により確認できない段階である場合。
 - 医師による治療の後の処方箋による薬代。
 - 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスのお取扱いが受け入れられない場合。
 - 各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合があります。
 - キャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明した場合は、後日、海外メディカルヘルプラインもしくは病院から直接お客様へ治療費をご請求いたします。
- ※UCカードをお持ちでない場合お取扱いできない場合がございます。
 なお、保険金額を超える部分、または、保険金のお支払いの対象とならない場合（歯科疾病、妊娠、出産などに起因する疾病など）については、お客様の負担になりキャッシュレスのお取扱いもできませんので、ご了承ください。

②<ケガ・病気以外のトラブルの場合>…海外ホットライン

（ご連絡先は6ページをご覧ください。）

■サービスの内容

携行品の盗難や賠償事故など、ケガ・病気以外の事故相談、保険金請求書類のご案内・受付、保険の対象になるかどうかのご相談などにお応じます。

- ① **保険事故相談**
 カメラなど携行品を盗まれたときなど、盗難事故の警察への届け出のアドバイス、必要書類のご案内をいたします。
- ② **賠償責任事故**
 賠償事故の加害者となった場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類のご案内をいたします。
- ③ **契約内容の確認**
 保険金額がいくらついているのかなど契約内容がわからないという場合、契約内容の確認の取次ぎをいたします。
- ④ **保険金請求方法のご案内**
 保険金請求に関する様々なご相談、必要書類のご案内をいたします。

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気でお困りの時、本被保険者証とクレジットカードをお手元にご用意の上お電話ください。
(24時間・日本語対応)

| お客様の滞在地 | | 電話番号 | センター |
|--------------------------------|---|---|----------------|
| 北米・中南米 ハワイ | アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ | 1800-233-2203 (無料電話) | アメリカ センター |
| | メキシコ | 001-855-835-2554 (無料電話) | |
| | ブラジル | 0800-892-1256 (無料電話) | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合や 上記以外の国・地域 から | アメリカ 本土内から 804-673-1144 アメリカ 本土外から (1)804-673-1144 | |
| 中国 | 中国（香港・マカオを除く） | 800-810-9784 (無料電話) | 中国 センター |
| | 香港 | 800-968-845 (無料電話) | |
| | マカオ | 080-0382 (無料電話) | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合 | 中国国内から 010-8447-5985 中国国外から (86)10-8586-6149 | |
| アジア・ オセアニア・ グアム・ サイパン | 台湾 | 00801-65-1166 (無料電話) | シンガポール センター |
| | 韓国 | 00798-651-7029 (無料電話) | |
| | シンガポール | 1800-3041756 (無料電話) | |
| | インドネシア | 001-803-65-7187 (無料電話) | |
| | マレーシア | 1800-80-1013 (無料電話) | |
| | フィリピン | 1800-1-651-0065 (無料電話) | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合や 上記以外の国・地域 から | シンガポール 国内から 6535-5554 シンガポール 国外から (65)6535-5554 | |
| | タイ | 1800-600-234 (無料電話) | |
| | ベトナム | 12065143 (無料電話) | |
| | グアム・サイパン | 1877-232-0747 (無料電話) | |
| 欧州・アフリカ・ 中近東・ロシア | オーストラリア | 1800-553-152 (無料電話) | タイセンター |
| | ニュージーランド | 0800-44-9345 (無料電話) | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合 | タイ国内から 02-302-6535 タイ国外から (66)2-302-6535 | |
| | イギリス | 0800-312-002 (無料電話) | |
| | フランス | 0800-90-84-60 (無料電話) | |
| | イタリア | 800-791-034 (無料電話) | |
| | ドイツ | 0800-182-3992 (無料電話) | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合や 上記以外の国・地域 から | イギリス 国内から 020-8840-8363 イギリス 国外から (44)20-8840-8363 | |
| 上記センターに連絡 が取れない場合 | 海外から | (81)3-3811-8127 | 東京 センター |
| | 日本国内から | 03-3811-8127 | |

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

■海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外の事故でお困りの時、本被保険者証とクレジットカードをお手元にご用意の上お電話ください。
(24時間・日本語対応)

| お客様の滞在地 | | 電話番号 | オフィス | | |
|---------------------------|---|---|----------------|---------------------|------------|
| 北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン | アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン | 1800-366-1572 (無料電話) | ロサンゼルス オフィス | | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合や 上記以外の国・地域 から | アメリカ 本土内から 949-437-9632 アメリカ 本土外から (1)949-437-9632 | | | |
| | 中国（香港・マカオを除く） | 800-820-8775 (無料電話) *電話機の種類等により利用できない 場合があります。 | | | |
| 中国 | 中国（香港・マカオを除く） | 800-820-8775 (無料電話) *電話機の種類等により利用できない 場合があります。 | 上海 オフィス | | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合 | 中国国内から 021-6841-2029 中国国外から (86)21-6841-2029 | | | |
| | 香港・マカオ | 2868-4392 | | | |
| アジア | 台湾 | 00801-855-769 (無料電話) | 香港 オフィス | | |
| | 韓国 | 00798-8521-6279 (無料電話) | | | |
| | シンガポール | 6738-3959 | シンガポール オフィス | | |
| | タイ | 001-800-656-348 (無料電話) *電話機の種類等により利用できない 場合があります。 | | | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合や 上記以外の国・地域 から | (65)6738-3959 | | | |
| オセアニア | オーストラリア | 1800-02-1066 (無料電話) | シドニー オフィス | | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合や 上記以外の国・地域 から | オーストラリア 国内から 02-8218-5097 オーストラリア 国外から (61)2-8218-5097 | | | |
| | イギリス | 0800-028-89-32 (無料電話) | | | |
| 欧州・アフリカ 中近東・ロシア | フランス | 0800-770-241 (無料電話) | ロンドン オフィス | | |
| | イタリア | 800-781-810 (無料電話) | | | |
| | ドイツ | 0800-182-1737 (無料電話) | | | |
| | 無料電話がご利用に ならない場合や 上記以外の国・地域 から | イギリス 国内から 020-8080-0250 イギリス 国外から (44)20-8080-0250 | | | |
| | 海外から | (81)18-888-9547 | | | |
| | 各オフィスに連絡 が取れない場合 | 日本国内から | | 0120-08-1572 (無料電話) | 日本 オフィス |
| | | | | 018-888-9547 | |

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

ご利用上のご注意

※上記は、2020年5月現在となっております、今後変更することがあります。

- ()内は国別番号です。
- 夜間・週末等は電話転送システムによる他のセンターでの対応になる場合があります。
- それぞれの無料電話は、それぞれの国・地域のみご利用になります。
- 無料電話の設置のない地域からはコレクトコールをご利用ください。
- 地域・電話機の種類・ホテルによってはコレクトコールが利用できない、もしくは、一部お客様負担がかかる場合があります。
- 公衆電話・携帯電話からは利用できない国・地域があります。
- 無料電話やコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客様負担となります。
- 有料電話でおかけの場合は「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください。
- 携帯電話の種類により、受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。
- 各国での電話事情等により電話がかかりにくいこともありますのでご了承ください。
- 各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。電話のかからない場合は「海外メディカルヘルプライン東京センター」、「海外ホットライン日本オフィス」または他のセンター、他のオフィスへお問い合わせください。
- お線が混み合ったり、オペレーターが話し中の場合には、しばらくメッセージが流れたり、長くお待ちいただくことがあります。

国内保険サービス

国内旅行傷害保険(カードご利用条件付自動付帯)補償内容

| 担保項目 | 保険金をお支払いする場合 | お支払する保険金 |
|----------------|--|--|
| 死亡 後遺障害 | UCカード会員が、 ①UCカードにより事前に国内線航空券を購入し、当該航空機に搭乗中に傷害を被った場合。 なお、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および不時着陸の接続交通乗用具搭乗中も含みます。 ②UCカードによりUCまたはマスター、VISA加盟店で旅館、宿泊施設等を (1) ノークーポンシステムにより予約を行った (2) ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつその料金をチェックイン前にUCカードで支払った場合に、滞在中の宿泊施設の火災・爆発により傷害を被った場合。 ③公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。ただし、UCカード会員が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をUCカードにより支払った場合に限ります。 (定期券・回数券・プリペイドカードを除きます。) ④募集型企画旅行に参加している間に傷害を被った場合。ただし、宿泊を伴う募集型企画旅行でかつ、UCカード会員がその料金を事前にUCカードにより支払った場合。 (死亡・後遺障害保険金) 上記①～④によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いまたは後遺障害が残ったとき。 (入院・通院保険金) 上記①～④によりケガをして入院または通院の治療を受けたとき。 ※入院保険金は事故日から180日までの入院が対象 通院保険金は事故日から180日までの通院が対象、かつ、90日までがお支払いの限度となります。 | (死亡・後遺障害) 死亡・後遺障害保険金額の ……………100% 死亡・後遺障害保険金額の ……………3～100% (例) 両眼失明 ……………100% 片腕または片脚切断 ……………60% 手の親指切断 ……………20% |
| 入院 手術 通院 | ※入院保険金は事故日から180日までの入院が対象 通院保険金は事故日から180日までの通院が対象、かつ、90日までがお支払いの限度となります。 (手術保険金) 入院保険金がお支払される場合に、その傷害の治療のため手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象) ※対象外の手術もあります。 | (入院・通院) 入院・通院1日につき定額の保険金をお支払いします。ただし、7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象にはなりません。 (8日以上入院・通院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。) (手術) 入院保険金日額に手術の種類に応じて所定の倍率を乗じてお支払いします。 ※疾病による事故は対象となりません。 (ご注意) 上記保険金をご請求される場合には、カード決済が条件になりますので売上票のコピー等の証明書類が必ず必要になります。 |
| 共通 | UCカード会員が、 ①UCカードにより事前に国内線航空券を購入した場合。 ②カード会社を通じて航空機の予約を行い、かつ、その料金をUCカードにより支払った場合。 ③宿泊を伴う募集型企画旅行に参加し、かつ、その料金をUCカードにより事前に支払った場合。 に下記費用を補償します。 | |
| 航空機遅延費用等 | 乗継遅延費用 出発遅延、欠航、搭乗不能費用 | 航空便を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着便の遅延によって搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の搭乗時刻から4時間以内に代替便に搭乗することができなかった場合。 搭乗する予定だった航空便について、出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空便の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合。 |

| | | | |
|----------|---------|--|--|
| 航空機遅延費用等 | 寄託手荷物遅延 | 航空便が目的地に着してから6時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。 | 1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を1万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、し等の生活必需品の購入費用、貸与費用。 |
| | 寄託手荷物紛失 | 航空便が目的地に着してから48時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。 | 1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を2万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、し等の生活必需品の購入費用、貸与費用。 |

※募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金を旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
※募集型企画旅行に参加中は、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
※公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等を含みます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く)

保険金がお支払いできない例

| 担保項目 | お支払いできない主な場合 |
|----------------|---|
| 死亡・後遺障害 | ●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 ●放射線照射・汚染、原子核反応 ●危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中の事故 |
| 入院・通院 | ●地震、噴火または津波によるケガ また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 |
| 航空機遅延費用等 | ●被保険者、保険金受取人の故意もしくは重過失 ●戦争、その他の変乱 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●放射線照射・汚染、原子核反応 |
| 乗継遅延費用 | |
| 出発遅延、欠航、搭乗不能費用 | |
| 寄託手荷物遅延 | |
| 寄託手荷物紛失 | |

